

諮問番号：平成30年度諮問第18号

答申番号：平成30年度答申第17号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、次の理由により、原処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 平成28年3月以降、夫からは経済的支援を一切受けていない。請求人と夫の夫婦関係は解体した状態にあり、法律上は夫婦であっても別世帯として認定すべきである。

(2) 夫の資産については、A町の不動産は処分価値がほとんどなく、夫の所有するマンション（以下「本件マンション」という。）は長男が居住しているから、処分できる状況にない。

(3) 夫は、生活保護申請の却下決定後、審査請求時点において請求人の生活費を負担しているが、夫の預金も多額にある訳ではないから、今後も継続されることが難しい状況にあり、いつ打ち切られてもおかしくない。

2 処分庁の主張の要旨

原処分には、次の理由により、違法又は不当な点はない。

(1) 請求人と夫は、長期間別居していたとしても、夫婦関係は解体されておらず、生計の同一性も失われていない。

(2) 請求人、夫及び長男は、同一世帯と認められるにもかかわらず、夫及び長男に保護受給の意思はない以上、請求人は保護の要件を満たさない。

(3) 原処分後、夫が請求人の生活費を負担しているなら、保護を要しないと解される。

第3 審理員意見書の要旨

1 保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとされ、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。この点、夫婦に関しては、夫婦間で全く音信が絶え、夫が妻のもとに帰来することが期待できないなど、夫婦関係が全く解体したような場合を除き、原則として同一世帯に属していると判断することとされている。

まず、請求人と長男は、請求人のグループホーム入所の直前まで、同一の住居に居住していたのであり、請求人の生活費は実質的に長男が負担していたと

認められるから、同一世帯として認定するのが相当である。また、夫は、請求人と別居していたとしても請求人のグループホーム入所まで週末にはA町から本件マンションに帰来し請求人を介護しており、かつ、長男と請求人の生計維持のため月額4万円の仕送りを継続していたと認められるから、請求人と夫の夫婦関係が解体されていると判断することはできない。よって、請求人と長男は、同一世帯として認定するのが相当であり、請求人と夫は、夫婦間で全く音信が絶えているような事情はうかがえず、夫婦関係が解体しているとは言えないから、処分庁の原処分に係る判断に不合理な点は認められない。

- 2 請求人は、前記第2の1(1)から(3)までに掲げる事情を理由として原処分は違法又は不当であると主張しているものと解されるが、夫は請求人及び長男に対して月額4万円の生活費を負担しており、かつ、請求人を本件マンションに無償で居住させていること、保護の要否の判断に際し夫の資産の状況のみに着目するものではないこと及び原処分後も請求人の生活費を夫が負担できていることに鑑みると、請求人が夫からの経済的援助を一切受けていないということとはできず、前記1のとおり夫婦関係が解体しているとも言えないから、請求人の主張は採用することができない。
- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張には理由がなく、これを採用することはできないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成30年8月2日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月8日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、生活に困窮する者がその利用し得る資産、能力その他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる（法第4条第1項）。そして、保護の要否及び程度は、世帯を単位として定めるものとし、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができるとされている（法第10条）。その趣旨は、同一の世帯に属する者は、事実上、生計の面で互いに依存し援助し合う関係にあるのが通常であることから、これを基礎として保護の要否及び程度を決定することを原則としつつ、この世帯単位の原則によって、法の目的である最低生活の保障に欠ける場合や、要保護者の自立を損なうと認められるような場合には、同一世帯ではあるが保護の要否や程度を決定する上で別世帯として扱うことを例外的に認めたものと解される。

また、保護の決定に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は、当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を

定めているが、こうした基準によれば、同一の住居に居住し、生計を一にしている者は原則として同一世帯員として認定することとされ、居住を一にしていなくても、同一世帯として認定することが適当であるときは、同様とすることとされている。

そこで本件についてみると、請求人及びその夫は、本件マンションでの同居生活を含め、40余年にわたり婚姻関係を続けていたところ、平成18年以降、夫は、A町に転居し、週末には本件マンションに戻り、請求人の介護を続けるとともに、本件マンションに同居している請求人及び長男に対して毎月4万円の仕送り続けていた。また、夫には月額で約16万円の年金収入があり、長男にも月額約20万円の稼働収入があること及び原処分後も夫が請求人の生活費を負担していることが認められる。

これらの事情を踏まえて総合的に判断すると、請求人、夫及び長男は、家計を共同にしていなくてもとはいえないから、法第10条本文にいう世帯を構成するものと認めるのが相当である。そうすると、同一世帯に属すると認定して原処分を行った処分庁の判断には、特に不合理な点はみられず、その裁量権の行使に逸脱濫用があったとはいえない。

なお、請求人は、夫による生活費の負担が今後も継続されることが難しい状況にあり、いつ打ち切られてもおかしくないから原処分は違法又は不当であると主張するが、前述のとおり、原処分時において請求人らは同一世帯に属するものと認定されるべきであるから、かかる主張を採用することはできない。

したがって、原処分にはこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。以上の点から、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美